

専門的都市計画知識・技術の制度的基盤

——政府による介入と業界団体による職業・職能統制の検討から——

愛知大学 植田剛史

1 報告の目的

都市の計画にかかわる専門的知識・技術は、本来、都市のあり方を左右する潜勢力をもつ。だが、都市空間の生産をめぐる従来の社会学的研究は、基本的に、専門的都市計画知識・技術にかかわる問題を、経済構造による空間の決定をより円滑なものとするイデオロギーの問題として扱ってきた。個々のプロジェクトにおいて民間の都市プランナーが多くの制約条件の下で業務を遂行し、その結果の集積として経済構造に適合的な都市空間が再生産され続けている現状に鑑みると、従来の研究の想定は今も適切であるかに見える。しかし、何が民間都市プランナーの相対的自律性を制約し、いかにして専門的な都市計画知識・技術の潜勢力の発揮が妨げられてきたのか、都市計画にかかわる業務領域の存立基盤に遡っての検討は必ずしも十分ではない。

本報告の目的は、民間都市プランナーの業務を枠付ける制度的基盤の形成過程を、政府による介入と業界団体による職業・職能統制との相補性のなかで明らかにし、都市のあり方の決定において専門的都市計画知識・技術の潜勢力が発揮される可能性の条件を探ることにある。

2 方法

以上の目的に照らし本報告は、民間都市プランナーの創成期（主に高度経済成長期）に着目し、専門的都市計画知識・技術をめぐる制度的基盤の形成過程を明らかにする。具体的には、(1) 各種の官庁資料・政策文書当の分析から都市計画業界への政府の介入過程を、(2) 各種年史や機関誌等の分析から都市計画業界団体による職業・職能統制の過程をそれぞれ辿り、両者の相補性で専門的都市計画知識・技術をめぐる制度的基盤が形成されたことを明らかにする。なお、政府の介入については、都市計画業界に限定せず、隣接する建設業界への介入にかかわるものも検討対象とする。

3 結果と結論

都市計画業界をめぐる制度的基盤の大枠は、基本的に、建設業界への政府の介入の下で形成されてきた。専門的都市計画知識・技術は、技術士法（1958年）の下で「建設部門」に位置づけられ、建設省の通達「設計と施工の分離原則」（1959年）により、都市計画を含む「建設部門」の専門知識・技術に基づくコンサルタント業務が、施工業や製造業とは異なる産業として確立する途が開かれる。その後、建設コンサルタントの業務領域は、公共工事の前払金保障事業に関する法律の一部改正（1962年）、中央建設審議会答申「建設コンサルタントの育成対策について」（1963年）や建設コンサルタント登録規定（1964年）によって制度的基盤が強化されていく。しかし、国が直接業務を発注する建設業界を念頭に形成された制度的基盤は、地方公共団体等を発注元とし、より多様な実務を担うものとして形成されつつあった都市計画業界の業務実態に必ずしも対応するものではなかった。こうした制度上の間隙を埋める形で、都市計画領域の業界団体や専門家組織は、官庁等と交渉を重ねつつ業務報酬をめぐる算定基準など業界内の制度を構築していく。

民間都市プランナーの保有する専門的都市計画知識・技術の応用可能性を枠付けてきた諸制度は、建設業界への政府の介入と都市計画業界団体による統制の間で相補的に形成されてきた。専門的都市計画知識・技術の潜勢力にとっての焦点は、都市プランナーの自律的な職業・職能の統制に対する先行諸制度の経路依存効果の強度にあり、その検討が更なる課題となる。

【付記】本報告はJSPS 科研費（若手研究(B) 課題番号 16K17243）の研究成果の一部である。